第143回

社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員　徳永　康子 氏

Q　今年の 4 月からトラック運転手の働き方が変わるそうですね。どのように変わるのでしょうか?

A　一般の労働者と異なり、トラックの運転手は働き方が特殊なので、「改善基準告示」によって労働時間が制限されてきました。

「働き方改革」関連法改正で2024 年4月よりトラック運転手にも時間外労働の上限規制が課されるにあたり、改善基準告示も改正され、制限が厳しくなります。これを運送業の「2024 年問題」と言います。(建設業・医師の 2024 年問題もあります)

トラック運転手は、作業時間として運転・車の整備・荷扱いの他、荷待ち時間があり、拘束時間が長くなります。特に遠距離の場合、休憩時間も挟むため、より長時間の拘束になります。改正された改善基準告示の内容は次のとおりです。

⑴ 1 年の拘束時間、1 カ月の拘束時間
1 年:3300 時間以内
1 カ月:284 時間以内
【例外】労使協定により 1 年:3400 時間以内
1 カ月:310 時間以内(年 6 回まで)
但し、①②を満たす場合
① 284 時間超は連続 3 カ月まで
② 1 カ月の時間外・休日労働時間数が 100 時間未満となるよう努める

⑵ 1 日の拘束時間
13 時間以内、延長する場合でも上限 15 時間(14 時間超は週 2 回までが目安)

⑶ 1 日の休息時間
継続 11 時間以上とし、9 時間を下回らない
【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合継続 8 時間以上(週 2 回まで)
休息期間のいずれかが 9 時間を下回る場合は、運行終了後に継続 12 時間以上与える

⑷ 運転時間
2 日を平均して 1 日 9 時間以内
2 週を平均して 1 週 44 時間以内

⑸ 連続運転時間
4 時間以内(運転の中断時には 1 回 10 分以上、合計 30 分以上休憩を与える)
※10 分未満の運転の中断は 3 回以上連続しない
※SA・PA 等に駐停車できず、やむを得ず 4 時間を超える場合 4 時間 30 分まで延長可

⑹ 休日労働
2 週間に 1 回を超えない
休日労働によって拘束時間の上限を超えない

⑺ 予期しない事象
1 日の拘束時間、運転時間(2 日平均)を連続運転時間から除くことができる
勤務終了後、通常通りの休息期間を与える
※予期しない事象とは
・運転中の車両が故障したこと
・乗船予定のフェリーが欠航したこと
・災害や事故により道路が封鎖されたこと　等

⑻ 特例
※分割休息
・1 回 3 時間以上、3 分割が連続しないよう努める
・休息期間の合計は、2 分割の場合 10 時間以上、3 分割の場合 12 時間以上
・一定期間(1 カ月程度)における全勤務回数の 1/2 が限度
※2 人乗務
・1 台に 2 人乗務し、身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を 20 時間まで延長し、休息時間を 4 時間まで短縮可
※隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合)
・2 暦日の拘束時間は 21 時間以下
・休息期間は勤務終了後に継続 20 時間以上
※フェリー
・フェリーの乗船時間は原則休息時間と取り扱う
・フェリー乗船時間が 8 時間を超える場合、原則として下船時刻から次の勤務が開始

これでも短くなったと言えるなんて、トラック等の運転の仕事はとても大変ですね。

【社会保険労務士法人　ハーモニー】
℡　０４３－２７３－５９８０